

アーク（電気）溶接

資格：アーク溶接特別教育

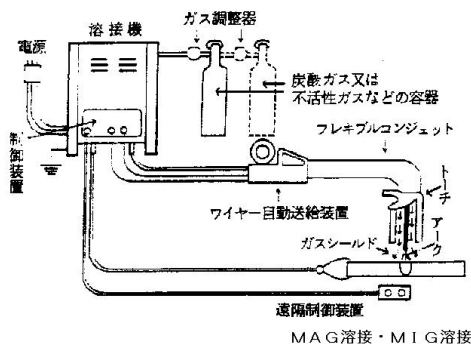
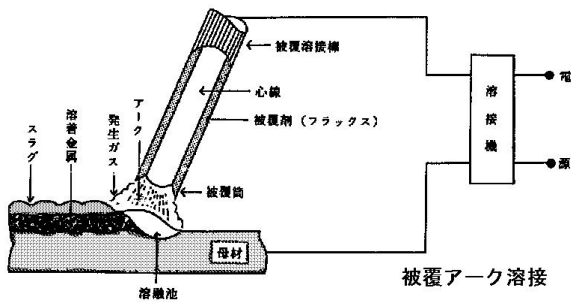
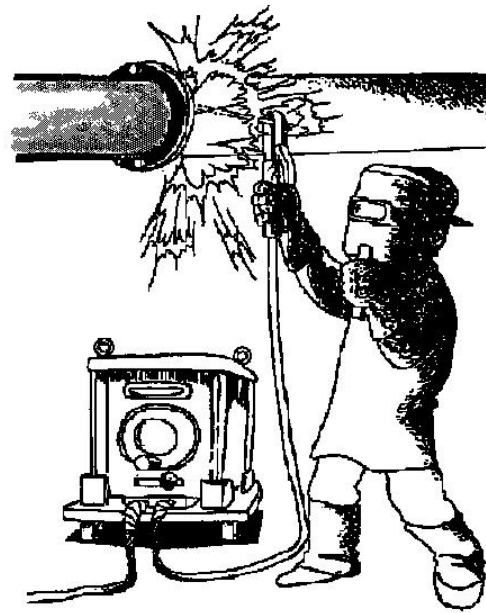
アーク（電気）溶接機を用いて、金属の溶接・切断の作業を行うときは、アーク溶接特別教育を修了していなければなりません。（法第59条、規則第36条）

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
アーク溶接に関する知識	1	21
アーク溶接作業の方法に関する知識	6	
アーク溶接装置に関する知識	3	
関係法令	1	
アーク溶接装置の取扱及びアーク溶接等の作業の方法（実技）	10	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

（アーク溶接の種類）

- ・ 被覆アーク溶接
- ・ MAG溶接
- ・ MIG溶接
- ・ TIG溶接
- ・ サブマージアーク溶接
- ・ エレクトロガスアーク溶接



「作業主任者」の選任が必要になりました

「溶接ヒューム」が特定化学物質の第2類物質に追加されましたので、金属アーク溶接等作業については、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮等を行わせなければならないことになりました。(令和3年4月1日施行)

金属アーク溶接等作業とは

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業

作業主任者の選任について

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者から選任する
または
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者から選任すること
(令和6年1月1日施行)

(注意) 「アーク溶接等特別教育」を修了した者では作業主任者になれません。

労働局登録教習機関
一般財団法人 **労働安全衛生管理協会**
本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15 (信庄ビル3階)
Tel 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>